2014年5月9日

報道関係者　各位

安愚楽牧場の詐欺告訴事件――検察審査会への審査申立に関する声明

加害者の弁解を丸呑みして、事件を早期終了させようとする東京地検の“事なかれ主義”的な態度に抗議します

あぐら被害者の会　（代表・川口瑞夫）
http://agurahigai.web.fc2.com/

本日5月9日、全国安愚楽牧場被害対策弁護団（団長・紀藤正樹弁護士）に委任する被害者27名が、東京検察審査会へ審査の申立をしました。これは、昨年10月に東京地検特捜部が、私たち被害者の声を無視して、詐欺罪での不起訴処分を決定したことに対する不服申立です。

東京地検は、安愚楽の商法を「和牛の実在性よりも配当の実現性を重視した制度」と解釈し、「収益改善の可能性があった。だます意志はなかった」という、三ケ尻久美子ら加害者の弁解を鵜呑みにして、不起訴処分の決定をしました。これは、被害者感情だけでなく、事件の客観的な事実関係を無視していると言わざるとえません。なぜなら、安愚楽牧場事件に関しては、事件の当事者ではない**第三者からも、その悪質性を指摘する判断**が下されているからです。

今年1月9日には、東京地裁が預託法違反事件の裁判で、不実の告知行為に**常習性**があり、動機が**自己中心的**であり、その**犯意も強固**であることを認める判決を下しています。

3月12日の安愚楽牧場の債権者集会（任務終了計算報告集会）では、破産管財人の渡邊顯弁護士から、安愚楽牧場は**過去20年間に渡って赤字**であり、利益を上げられるようなビジネスモデルではなかったことが報告されています。同集会に同席していた三ケ尻も、この報告の真偽について問われた際に「そのとおりだと思う」と、しぶしぶその事実を認めていました。

さらに4月15日には、東京第三検察審査会が、東京地検の不起訴処分に対して不起訴不当の議決を下しています。公開された議決の要旨によれば、「（平成23年4月以降、継続的な支払いの遅滞が生じていたのに）それでもなお、利益金及び買取金を**支払うことが十分可能であると考えていたと言えるのか**」と、「だます意志はなかった」とする東京地検の判断に疑問を呈しています。事件とは何の関係もない一般国民の目から見ても、加害者の弁解を丸呑みした東京地検の態度はおかしいと判断されたのです。

そもそもの問題として、東京地検の不起訴決定の理由をいくら読み返しても、支払い遅延発生以降の募集を正当化できるような説明は見当たりません。この論点に関するかぎり、東京地検は、加害者側の弁護人と同じような苦しい説明を繰り返すことしかしていません。**東京地検は、いつから加害者の弁護を、その職務とするようになったのでしょうか？**

この事件に関する東京地検の一連の対応は、面倒な事件に関わり合いたくないという**“事なかれ主義”**に陥っていると言わざるをえません。

あぐら被害者の会では、**「起訴相当の議決を求める署名」**を集めていますが（5/9現在で約4500名分）、これを東京検察審査会へ提出するべく、今後も活動を続けていきます。

以上